

福岡都市圏南部最終処分場建設工事

特記仕様書

平成 24 年 8 月

福岡都市圏南部環境事業組合

1 . 土木一般特記仕様書

第 1 章 総則

第 1 条 本特記仕様書は、福岡都市圏南部最終処分場建設工事に適用する。

第 2 条 本工事は、設計図書及び本特記仕様書によるほか、各項によるものとする。

- 1 . 土木工事共通仕様書（平成 22 年 4 月 福岡県県土整備部）
- 2 . 土木工事施工管理の手引き（平成 23 年 4 月 福岡県県土整備部）
- 3 . その他関連資料

第 3 条 主任技術者等の資格

本工事の主任技術者等は、入札公告及び入札説明書の「主任（監理）技術者等の資格・工事経験」の様式に配置予定者として記載した者の中から配置するものとする。ただし、配置予定者を変更できるのは、病休・死亡・退職等極めて特別な場合に限る。

第 4 条 配置技術者の途中交代

- 1 . 配置技術者の途中交代が認められる場合としては、主任技術者等の死亡、傷病、または退職等、真にやむを得ない場合のほか、下記に該当する場合である。

受注者の責によらない理由により工事中止または工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合。

- 2 . 上記の場合であっても、請負者と発注者が協議し、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められる場合のみ途中交代が可能となる。

ただし、配置技術者を変更する場合は、本工事の入札説明書等に定められた配置予定技術者に関する全ての条件を満たす者でなければならない。

第 5 条 暴力団等による不当介入の排除対策

請負者は、本工事の施工に当たって次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 1 . 暴力団等から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
- 2 . 暴力団等から不当要求による被害又は工事妨害を受けた場合は、速やかに監督員に報告するとともに所轄の警察署に被害届を提出すること。

第 6 条 下請人、資材・製品の地場企業の活用について

- 1 . 受注者は、工事施工に伴う下請業者及び資材・製品供給業者の選定にあたっては、特段の理由がない限り地場企業への発注等を行うこと。

2. 受注者は、工事にかかる資材・製品については、特段の理由がない限り地場企業資材・製品を使用すること。

第7条 かし担保期間

本工事のかし担保期間は、受け渡し完了の日より2年間とする。

第8条 設計変更

工事請負契約書に定める設計変更に伴う契約変更手続きは、下記のとおりとする。

1. 契約変更の時期について

設計変更に伴う契約変更の手続きは、その必要が生じた都度、遅滞なく行うものとする。ただし、軽微な設計変更に伴うものは、工期の末（複数年度にわたる工事においては、各会計年度の末又は工期の末）に行うことができるものとする。

2. 軽微な設計変更とは、原則として次に掲げるもの以外をいう。

設計変更額が当初設計金額の20%を超えるもの。

構造、工法、位置又は断面等の変更で重要なもの。

その他上記に準ずる重要なもの。

第9条 建設発生土の処理（自由処分）

1. 本工事の建設発生土を処理する場合は、事前に施工計画書（処分場所・運搬経路・運搬方法等について）を監督員に提出すること。

なお、施工計画書には、「建設発生土受入承諾書」を添付すること。

2. 処理に際しては、処分場への車両の出入りに注意し、管理人の指示に従うとともに付近の住民に迷惑をかけないようにしなければならない。

3. 建設発生土処理完了後、「建設発生土確認票」及び「建設発生土処理明細書」に必要事項を記入の上、監督員に提出すること。

第10条 安全訓練等の実施

本工事の施工に際し、現場に即した安全訓練等について、工事着手後、原則として作業員全員の参加により定期的に安全訓練等を実施するものとする。

1. 施工計画書に本工事の内容に応じた安全訓練等の具体的な計画を作成し、監督員に提出するもの。

2. 安全訓練等の実施状況を写真又は実施報告書に記録し、報告するものとする。

第11条 気象条件

気象条件（台風、大雨、その他注意報）を常時把握し、それに応じた十分な安全対策を行うこと。また、その状況及び結果（現場対策・連絡体制等）については監督員に報告すること。

なお、気象に関する各警報が発令された際には、速やかに現地状況の確認を行い、確認後直ちに監督員へ報告すること。

第 12 条 本特記仕様書に明記されていない事項、又は疑義が生じた事項等については、監督員と協議し決定するものとする。

第 2 章 施工条件

第 13 条 本工事の施工にあたっての施工条件を下記に明記するので、請負者は、施工計画書の作成時及び工事施工時においては、十分留意するものとする。なお、明示した施工条件に変更が生じた場合で本工事内容に変更がある場合は、協議により契約変更の対象とする。また、施工条件が当初の段階で想定できず、工事実施期間中に発生した場合についても、協議により契約変更の対象とする。

(1) 工程関係

- ・本工事は、別途発注予定の水処理施設関連工事と密接に関係しているため相互の連絡調整等を密に行うこと。
- ・平成 25 年度末まで、事業用地内の現道を通行する地元関係車両があるため調整が必要である。
- ・工事関係車両の出入りは、福岡県那珂県土整備事務所で建設中の都市計画道路を通行するため調整が必要である。
- ・平成 28 年 4 月より供用開始にあたり、平成 27 年 12 月から別途発注予定の水処理施設を含めた試運転を行う予定である。
- ・余裕工期は見込んでいない。

(2) 用地関係

- ・工事区域の用地については、工事に支障のない一部を除き、取得済みである。
- ・本工事における借地は予定していない。

(3) 公害関係

- ・工事に伴う公害防止（騒音・振動・粉じん・排出ガス・濁水等）については、「（仮称）福岡都市圏南部最終処分場生活環境影響調査書」（平成 24 年 3 月）に基づき、最小限となるよう工事の実施に努めるものとする。
- ・事業損失に関わる事前調査等は考えていない。

(4) 安全対策関係

- ・発破作業等においては、関係法令及び基準等を遵守し、安全対策に万全の措置を講じなければならない。
- ・本工事における交通誘導員の編成人員は下表を予定している。

作業区分	交通誘導員の区分	延べ人数	交代要員の有無	備考
昼間作業	交通誘導員 A	0 人	無	
昼間作業	交通誘導員 B	770 人	無	

(5) 仮設備関係

- ・本工事で設置した仮設備については、工事目的物が完成した段階で撤去するものとする。

(6) 建設副産物

- ・本工事により発生する建設発生土等は、一部を除き、現場内で有効利用するものとし、設計図書に示した箇所への搬出及び仮置きを行うものとする。

(7) 工事支障物件等

- ・工事区域の占用等の支障物件については、福岡県那珂県土整備事務所及び大野城市との協議が必要である。

(8) 薬液注入関係

- ・薬液注入工法の施工予定はない。

(9) その他

- ・現地発生品（岩塊）の使用に努めること。
- ・本工事において、試運転の状況により、部分使用を行う可能性がある。
- ・降雨時においては、掘削法面や盛土法面の排水について留意し、災害及び濁水防止に努めること。

第 3 章 施工管理

第 14 条 本工事の施工管理・品質管理については、「土木工事施工管理基準」により、該当する項目及び件数を決定し、実施するものとする。

第 15 条 施工計画の策定にあたっては、付近住民の生活環境を犯すことのないよう施工方法、使用機械、工事材料等を十分検討しなければならない。

第 16 条 工事の施工に際しては、騒音・振動・粉塵・排出ガス・濁水等により地域住民との摩擦、トラブルを防止するよう綿密な検討を施工計画作成時に行うものとする。

第 4 章 安全管理

第 17 条 安全・訓練等の実施については、土木工事共通仕様書第 1 編 1 - 1 - 2 6（工事中の安全確保）の規定によるものとし、請負者が実施する安全訓練活動に監督員等が参加する場合がある。

第 18 条 本工事の工事車両出入り口は交通頻繁な道路であるため、原則として交通誘導員は交通誘導警備検定合格者（1 級又は 2 級）を配置すること。ただし、交通誘導警備検定合格者を配置できない場合、監督員が警備名簿及び教育実施状況等に関する資料により、交通誘導に関し専門的な知識及び技能を有する警備員と認められた者については、この限りではない。

資 格	資 格 要 件
1・2 級交通誘導警備検定合格者	交通誘導警備に関して、公安委員会が学科及び実技試験を行って専門的な知識・技能を有すると認められた者
交通誘導に関し専門的な知識及び技術を有する警備員等	<ul style="list-style-type: none"> ・警備業法における指定講習を受講した者 ・警備業法における基本的教育及び業務別教育（警備業法第二条第一項第二号の警備業務）を現に受けている者で、交通誘導に関する警備業務に従事した期間（実務経験年数）が 1 年以上である者

第 19 条 請負者は、土木工事共通仕様書第 1 編 1 - 1 - 4 施工計画書の第 1 項に定める工事で、施工計画書を提出しなければならない工事にあつては、工事内容に応じた安全対策（避難訓練等）について明記し、提出するものとする。

第 20 条 工事中の水防は、監督員と連絡を密にし、早急にその対策を講じるとともに事後遅滞なく書面により監督員に報告しなければならない。

また、工事期間中降雨が予想される場合は、気象情報等に特に注意し次の事項を厳守するものとする。

- 1 . 作業中に雨の降ることが予想される場合は、洪水等に対する見張り人を配置し、安全対策を講ずるものとする。
- 2 . 洪水等の発生が予想される場合には作業を一旦中止し、天気予報等により降雨状況等を判断し作業の再開を決定するものとする。

第 5 章 特許工法

第 21 条 本工事の底部遮水工は、アスファルトマルチライナー工法（特許第 3518225 号）によるものとする。

第 22 条 本工事の底部遮水工は、特許権に関わる工法である。

- 1 . 特許番号及び発明の名称
特許第 3518225 号「遮水構造」
- 2 . 本特許権に関わる工法の実施にあたり、当該工法の実施者は、当該特許権に関

わる実施契約を必要に応じて締結するものとする。

第 23 条 本工事の切土補強土工法は、P A N W A L L 工法（特許第 2530565 号）によるものとする。

第 24 条 本工事の切土補強土工法は、特許権に関わる工法である。

1 . 特許番号及び発明の名称

特許第 2530565 号「切土法面等の補強土工法及びそれに用いるコンクリートプレキャスト板」

2 . 本特許権に関わる工法の実施にあたり、当該工法の実施者は、当該特許権に関わる実施契約を必要に応じて締結するものとする。

第 6 章 納品

第 25 条 工事の完成図書は電子データを電子媒体 C D - R 又は D V D - R で 2 部提出する。また、紙製本による完成図書についても A 1 版及び A 3 版（縮小）を各 2 部提出すること。

2．遮水工特記仕様書

第1条 材料

- 1．遮水シートの材質は、アスファルト系のシートを使用するものとし、別表1に示す規格とする。
- 2．保護マットの材質は、合成繊維及び合成樹脂を使用するものとし、別表2に示す規格とする。

第2条 施工

- 1．遮水工については、別途、施工計画書を提出し監督員の承認を受けること。
- 2．接合部の施工を行う者は、十分な経験を有する技術者が行うこと。
また、接合部分については、施工前に特性項目の試験を行い、監督員の承認を受けること。
- 3．接合箇所は、監督員の全数確認とする。
- 4．遮水シート敷設箇所の下地の状態を常に確認し、突起物がない状態で施工を行うこと。
- 5．敷設法面で湧水が確認された場合は、監督員と協議のうえ、必要な対策を講じること。
- 6．保護土を行う際は、事前に監督員立ち会いのもと、試験施工を行うこと。
- 7．遮水工施工時の天候（降雨時）には十分留意し、特に中間保護マット施工時及び上層シート敷設までの期間の品質確保に努めること。
- 8．その他の工種においても施工の際に、遮水シートに損傷を与えないように慎重に行うこと。

「シート規格」

別表 1

項 目		アスファルト系（シートタイプ）		
基本特性	外観	1. 極端に湾曲していないこと 2. 異常に起伏していないこと 3. 異常に粘着していないこと 4. 裂けた箇所、切断箇所、貫通した穴がないこと 5. 凹み、異常に厚みの薄い箇所がないこと 6. 層間に剥離している部分がないこと 7. 異常な傷がないこと		
	厚さ（mm）	3 以上		
	浸透係数	1×10^{-9} cm/sec 相当以下		
	引張性能	引張強さ （N/cm 以上）	100	
		伸び率 （%以上）	30	
	引裂性能	引裂強さ （N 以上）	30	
接合部強度性能	せん断強度 （N/cm 以上）	50		
耐久性等に 係る特性	耐候性、紫外 線変化性能 （%以上）	引張強さ比	80	
		伸び率比	50	
	熱安定性 （%以上）	引張強さ比	80	
		伸び率比	70	
	耐酸性 （%以上）	引張強さ比	80	
		伸び率比	70	
	耐アルカリ性 （%以上）	引張強さ比	80	
		伸び率比	70	
安全性（溶出濃度）		基準値以下		

耐久性規格値 = 基本性能規格値 × %

N 単位の換算 $1 \text{ N} = 1.01972 \times 10^{-1} \text{ kgf}$

「保護マット規格」

別表 2

項 目	単位	不 織 布			ジ ェ ン ジ ャ ッ ト	
		長繊維 不織布	短繊維 不織布	反毛フェ ルト 1)		
材 質		合成繊維及び合成樹脂				
単位面積質量	g/m ²	400 以上	500 以上	1000 以上		
強 度	引張強さ	N/5cm	925 以上	140 以上	100 以上	500 以上
	貫入抵抗	N	500 以上			
遮光性		%	95 以上			
耐 久 性	耐候性 2)	N	WS 形促進暴露試験 1000hr 暴露後の貫入抵抗試験で 500 以上			
	遮光性 2)	%	95 以上			
安全性（溶出性）			溶出試験において水質汚濁防止法に基づく排水基準 の基準値以下であること			

1) JIS L 3204 の 3 種 4 号相当以上

2) 耐久性は遮光性保護材料のみに適用する。

3 . 下水道工事・推進工事特記仕様書

第1章 一般

第1条 仮設工

- 1 . 設計図書において指定された仮設工（以下、「指定仮設工」という）及び設計図書において指定されない仮設工（以下、「任意仮設工」という）ともに、現地の状況を十分把握し安全性、経済性、細部構造等について、請負者にて十分検討のうえ、設計図書により難しい場合は、監督員と協議すること。
- 2 . 請負者は、仮設工に対する施工技術検討を十分行い、その内容を施工計画書に記載し、監督員に提出すること。
- 3 . 工事の施工については、請負者の責任において実施するものとする。

第2条 地下埋設物

工事着手前における地下埋設物調査の徹底

- 1 . 工事箇所地下埋設物がある場合、工事着手前にその種類、位置、形状、深さ、構造等をそれらの管理者が有する資料と照合し確認するものとする。
なお、破損による影響が広範囲に及ぶ重要な地下埋設物については、管理者との協議を行い、詳細な確認を行うものとする。
- 2 . 必要に応じて試掘、ボーリング及び地中探査等原位置での調査を監督員と協議のうえ実施するものとする。

第3条 施工管理

- 1 . 請負者は、工事着手前に綿密な施工計画を立て、地元住民の了解を得て、工事に着手しなければならない。
また、工事施工中に苦情等が発生した場合は、直ちに監督員と協議のうえ、その苦情等を解決した後に、施工しなければならない。
- 2 . 請負者は、事前に地下埋設物の有無を確認し、掘削場所に埋設物がある場合には、各地下埋設物管理者及び監督員と現場にて立会、確認のうえ施工すること。
また、重機の旋回に電話線、電力線等がある場合は、物件の管理者及び監督員と施工方法などを十分協議のうえ、施工すること。
- 3 . 請負者は、支障となる地下埋設物を本工事の掘削箇所、又は、隣接箇所に移設した場合で、かつ、その路面が仮復旧、又は、路盤仕上げのときには、本工事完了まで地下埋設物移仮設部分の路面についても現場管理を行わなければならない。
- 4 . 請負者は、本工事の施工にあたって、既設の境界標等の一時撤去・復旧等を行う場合は、監督者と協議のうえ、行わなければならない。

第4条 安全管理

1. 請負者は、道路敷内で夜間作業に従事する作業員には、必ず夜光チョッキを着用させ、また、照明器具を完備し、交通事故防止を図らなければならない。
2. 請負者は、歩行者の通行を常に確保し、安全対策を講じなければならない。

第2章 推進工事

第5条 設計条件

本工事における推進工法は、下記のとおり計画しているが、現場状況により施工が困難である場合には、監督員と協議すること。

路線名	工法	管 材	備 考
汚水	鋼製さや管 - 泥水1工程方式	鋼管 650mm	
雨水	高耐荷力 - 泥水1工程方式	推進用 HP 400mm	

第6条 土質

本工事における推進工法選定にあたり、考慮した土質及び土質柱状図は設計図書のとおりである。

第7条 施工計画

請負者は、工事着手前に工事規模、工期、地山の条件、施工環境に適応した推進機及び推進管理方法の詳細を決定し、作業坑、坑外、坑内設備及び施工順序等について、安全で経済的な施工計画を立て、監督員の承諾を受けなければならない。

また、工事施工中に施工方法が現場の状況に不相当と認められたときは臨時処置をとると共に監督員に報告しなければならない。

第8条 測量

1. 請負者は、工事着手前に中心線及び縦断測量を行い、これらの基準となる工事基準点を設け、監督員に報告しなければならない。

また、工事基準点の設定は、推進延長、地形の状況等に応じてトラバース測量等、適当な方法にて行わなければならない。

2. 工事基準点は、移動のおそれのないところに設け、十分に保護し、かつ引照点を取り、検測復元が容易なようにしておかななければならない。
3. 坑内測量は、推進工法の特性上、入念かつ高頻度で行わなければならない。また、基準点は、推力の影響のない箇所で、施工中に狂いが生じないように設けな

なければならない。

測点は、推進の大きさ、形状等を考慮して、その間隔を決定し、推進するに従って適当な方法及び頻度で検測しなければならない。

掘進に際しては、必ず推進管理測量を行い記録しなければならない。

記録は、監督員の要求に応じて提出しなければならない。

第9条 裏込め注人工

裏込め注人工は、地山の性質に最も適した充填方法で、推進機の掘進と同時、又は、直後に行い、地山のゆるみと沈下を防止しなければならない。

第10条 設備

1．設備については、関係諸法規に基づき、慎重に計画し施工しなければならない。電力設備は、全て電気設備技術基準に準拠して設置並びに維持管理しなければならない。坑内の工程を把握し、坑内作業の安全を確保し、各作業箇所及び各設備間の連絡を厳密にするために通信設備を設けなければならない。

2．坑内の排水設備は、予想される湧水量を十分に揚水できる能力を有し、工事期間中、確実に維持、運転されるものでなければならない。

3．推進工事においては、切羽が常に移動するため出来るだけポータブルな設備を設けなければならない。

また、立坑部は、坑内からの排水、雨水の流入等を含めて考慮しなければならない。

第11条 施工管理

1．工事に使用する主要材料、並びに製品は、所要の試験検査を行い、仕様に基づく品質、寸法、強度等を確認し、監督員の承諾を得て使用しなければならない。

2．施工にあたっては、常に切羽の状況、坑内状況、中心線の変位及び地山の沈下等に留意し、所要の調査、測定など行いながら慎重に作業を進め、工事が仕様書に従って完成するように日常作業の管理に努めなければならない。

また、監督員に提出を指示された管理報告は速やかに提出しなければならない。

3．作業は、工事の行われる沿線に対し、公害又は環境の変動を与えないように配慮しなければならない。

また、公害発生が予想される場合は、その対策を検討し解決に努めなければならない。

4 . 新技術活用工事関係特記仕様書

第 1 条 新技術の活用（発注者指定型）

- 1 . 本工事は、「公共工事等における新技術活用システム」として、新技術の活用を行うものである。
- 2 . 「発注者指定型」として施工する技術は以下のとおりである。
技術名：地山補強土（PAN WALL（パンウォール）工法
NETIS 登録番号：CB - 980093 - V
技術名：モルタル吹付工（法面モルタル補強用ビニロン繊維）
NETIS 登録番号：CG - 070010 - V
- 3 . 当該技術の施工にあたっては、本特記仕様書によるほか「新技術情報提供システム（NETIS）」に留意するものとする。
- 4 . 当該技術の施工にあたって質疑がある場合には、NETIS 申請者に確認のうえ監督員と協議するもの。
- 5 . 現地の条件等により当該技術に関わる変更が生じる場合は、監督員と協議のうえ変更の対象とする。
- 6 . 当該技術の施工にあたって不具合が生じた場合は、監督員に速やかに報告し協議を行うものとする。
- 7 . 請負者は、当該技術の施工にあたり新技術活用効果調査を行うものとし、調査結果については、別途監督員が指示する調査票により提出するものとする。
- 8 . 請負者は、本工事によって知り得た当該技術に関わる情報を監督員の許可なく公表してはならない。

第 2 条 新技術の活用（施工者希望型（請負契約後提案の場合））

- 1 . 請負者は、「公共工事等における新技術活用システム」として、監督員の確認を受けた新技術の活用を行うことができる。
- 2 . 当該技術の施工に伴い、設計図書（工事目的物の性能等）に変更が生じる場合には、監督員と協議し変更の対象とする。
- 3 . 当該技術について、発注者が試行調査を必要と判断した場合には、試行調査を行うものとし、費用は請負者の負担とする。

5 . 技術提案等に係る特記仕様書

この特記仕様書は、福岡都市圏南部最終処分場建設工事における技術提案書の取扱いについて定めるものであり、請負者は、入札時に提出した技術提案書の内容（以下「技術提案等」という。）及び、この特記仕様書に基づき履行する責を負う。

- 1 . 請負者は、提案項目（技術提案・施工上の提案）の実施にあたり、技術提案等に基づき、工事着手前に様式「技術提案等の履行確認表」を整理の上、詳細な実施内容、履行するために必要な手順及び履行の確認方法を施工計画書に反映させ、監督員の承諾を得て実施しなければならない。ただし、技術提案等に係る設計変更は原則として行わない。

- 2 . 請負者は、本工事の入札説明書に基づき配置する技術提案書に提示した技術者を原則途中交代することはできない。ただし、監理技術者に関する諸規定に基づき、真にやむを得ない理由等により途中交代が必要な場合には、発注者と協議を行い、工事の継続性・品質の確保等に支障がないと認められた上で、原則として、次の全ての事項を満たす者を配置しなければならない。
 - （1）本工事の入札説明書に定められた配置予定技術者に関する全ての条件を満足すること。（ただし、技術提案書提示の技術者に限らない。）
 - （2）技術提案書「技術者の能力」の得点以上を獲得すること。

- 3 . 請負者は、技術提案等の履行が困難な状況等生じた場合、直ちに監督員と協議するものとする。

なお、発注者は、技術提案等が不履行の場合、本工事の入札説明書に基づく措置を講ずる。

- 4 . 請負者は、技術提案等の実施状況について、施工計画書に示した方法により、履行が確認できる資料を整備・保管し、監督員にこれらを提示し確認を受けなければならない。また、検査時に求められた場合には、提示するものとする。

- 5 . 本工事における提案項目（技術提案・施工上の提案）の採用については以下のとおりとする。なお、採用された提案については、履行する責を負う。

評価項目	提案採用		備考 (採用にあたっての条件等)
	(: 技術提案等の採用)	(, - : 実施可能)	
	(× : 標準案採用)		
技術に関する提案 (浸出水調整槽、浸出水調整池及び貯留締切堤の品質確保について)	(1)		
	(2)		
	(3)		
技術に関する提案 (現況斜面部への遮水工と地山との一体性について)	(1)		
	(2)		
	(3)		
施工計画に関する提案 (施工中の環境対策について)	(1)		
	(2)		
	(3)		
施工計画に関する提案 (工程計画について)	(1)		
	(2)		
	(3)		